三月十四

水

例

目

次

○山梨県営土地改良事業分担金徴収条例の一部を改正する条例………………………

条例の あらま

- 1 次のとおり改定することとした。 特別職の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(条例第三号)(人事課 一般職の県職員の退職手当の改定等に鑑み、特別職の職員の退職手当の支給割合を
- 知事 ○・五二 → ○・五○二
- 副知事 ○・三八 → ○・三六七
- 公営企業管理者 ○・二四 → ○・二三二
- $(\underline{\square})\ (\underline{=})$ 教育長 ○・二三 → ○・二二二
- (五) 常勤監査委員 ○・一二 → ○・一一六

- 2 この条例は、公布の日から施行することとした。
- 国民健康保険法の一部改正に伴い、次の改正を行うこととした。

山梨県特別会計設置条例等の一部を改正する条例(条例第四号)

山梨県特別会計設置条例の一部改正

「国民健康保険特別会計」を新設する。

 (\Box)

山梨県国民健康保険広域化等支援基金条例の一部改正

条例の失効期日(平成三十年三月三十一日)等を定める。

 (\equiv) 山梨県国民健康保険財政安定化基金条例の一部改正 基金の会計を一般会計から「国民健康保険特別会計」に変更することとした。

2 その他規定の整理を行うこととした。

号外第八号

3

この条例は、平成三十年四月一日から施行することとした。ただし、

1口について

平成三十年

日

曜 日 子育て支援対策臨時特例交付金に基づく基金事業の延長に鑑み、条例の失効期日(平 山梨県安心こども基金条例の一部を改正する条例(条例第五号)(子育て支援課 公布の日から施行する。

2 この条例は、公布の日から施行することとした。 成三十年三月三十一日)を平成三十三年三月三十一日に改めることとした。

- 山梨県営土地改良事業分担金徴収条例の一部を改正する条例(条例第六号)(耕地課)
- 土地改良法の一部改正に鑑み、次の改正を行うこととした。
- 条例の題名を「山梨県営土地改良事業分担金等徴収条例」に改める。
- 県が農地の所有者等から徴収する特別徴収金について定める。
- この条例は、公布の日から施行することとした。

2

- 山梨県都市公園条例の一部を改正する条例(条例第七号)(都市計画課)
- 1 都市公園法等の一部改正に鑑み、次の改正を行うこととした。
- 運動施設率を、百分の五十とする。
- $(\underline{\hspace{1cm}})$ の特例の範囲を、百分の十とする。 公募により選定された事業者が設置する公園施設である建築物について、 建蔽率
- 三 県民一人当たりの都市公園の敷地面積の標準について、十平方メートルから県民 一人当たりの市民緑地の敷地面積を控除して得た面積以上とする。
- この条例は、公布の日から施行することとした。

2

例

条

特別職の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。 平成三十年三月十四日

山梨県知事 後 藤

斎

山梨県条例第三号

(国保援護課)

特別職の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

次のように改正する。 特別職の職員の退職手当に関する条例(昭和四十三年山梨県条例第十四号)の一部を

分の二十三・二」に改め、同項第四号中「百分の二十三」を「百分の二十二・二」に改 め、同項第五号中「百分の十二」を「百分の十一・六」に改める。 「百分の三十八」を「百分の三十六・七」に改め、同項第三号中「百分の二十四」を「百 第三条第一項第一号中「百分の五十二」を「百分の五十・二」に改め、同項第二号中

県 公 報 号 外 第八号 平成三十年三月十四日

Щ

梨

この条例は、公布の日から施行する。

山梨県特別会計設置条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年三月十四日

山梨県知事 後 藤 斎

山梨県条例第四号

山梨県特別会計設置条例等の一部を改正する条例

(山梨県特別会計設置条例の一部改正)

に改正する。 第一条 山梨県特別会計設置条例(昭和三十九年山梨県条例第九号)の一部を次のよう

本則の表中

一十二 公債管理特別会計

| 公債費の管理

 を
 十三
 国民健康保険特別会計

 「
 十二
 公債管理特別会計

国民健康保険に関する収入及び支出公債費の管理

の管理 に改める。

(山梨県国民健康保険広域化等支援基金条例の一部改正)

第二条 山梨県国民健康保険広域化等支援基金条例(平成十四年山梨県条例第四十号)

附則に次の一項を加える。の一部を次のように改正する。

(この条例の失効等)

に係るものに限る。)があるときは、その残額を一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に残額(基金に積み立てるため国から交付を受けた資金により造成された部分4 この条例は、平成三十年三月三十一日限り、その効力を失う。この場合において、

国庫に納付するものとする。

(山梨県国民健康保険財政安定化基金条例の一部改正)

第三条 山梨県国民健康保険財政安定化基金条例(平成二十八年山梨県条例第二号)の

一部を次のように改正する。

第二条、第五条及び第六条並びに附則第四項及び第五項中「一般会計歳入歳出予算」

を「国民健康保険特別会計歳入歳出予算」に改める。

附則

(施行期日)

日から施行する。
1 この条例は、平成三十年四月一日から施行する。ただし、第二条の規定は、公布の

(山梨県国民健康保険条例の一部改正)

に改正する。
2 山梨県国民健康保険条例(平成二十九年山梨県条例第三十八号)の一部を次のよう

保険特別会計」に改める。 第二条第二項第三号及び第四号中「国民健康保険に関する特別会計」を「国民健康

平成三十年三月十四日

山梨県知事 後 藤

斎

山梨県条例第五号

山梨県安心こども基金条例の一部を改正する条例

正する。 山梨県安心こども基金条例(平成二十一年山梨県条例第二号)の一部を次のように改

附則第二項中「平成三十年三月三十一日」を「平成三十三年三月三十一日」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

山梨県営土地改良事業分担金徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

山梨県知事

後

藤

斎

平成三十年三月十四日

山梨県条例第六号

を次のように改正する。 山梨県営土地改良事業分担金徴収条例(昭和二十六年山梨県条例第二十一号)の一部

題名を次のように改める。

山梨県営土地改良事業分担金等徴収条例

る特別徴収金」に改める。同条第二項において準用する法第九十条第四項及び法第九十一条の二第六項の規定によおいて準用する法第九十条第四項の規定による分担金並びに法第九十一条の二第一項、第一条中「第九十一条の規定による分担金」を「第九十一条第一項及び同条第四項に

第六条を次のように改める。

_

第六条 その者から、特別徴収金を徴収する。 じ。)をした場合又は当該土地を自ら目的外用途に供した場合(当該土地を目的外用 使用及び収益を目的とする権利の設定若しくは移転をいう。以下この項において同 において予定する用途以外の用途(以下この項及び第三項において「目的外用途」と 年度)から起算して八年を経過しない間に、当該土地を当該県営土地改良事業の計画 年度の翌年度(その年度が到来する前の年度を知事が指定したときは、その指定した の日(その公告において工事完了の日が示されたときは、その示された日)の属する る者が、その土地の全部又は一部につき、当該県営土地改良事業の工事の完了の公告 該県営土地改良事業の施行に係る地域内の土地につき法第三条に規定する資格を有す 途に供するため所有権の移転等を受けて、目的外用途に供した場合を除く。)には、 いう。)に供するため、所有権の移転等(所有権の移転又は地上権、賃借権その他の する都道府県営市町村特別申請事業を除く。)で知事が指定するものにおいては、当 十七条の五第一項の規定により県が行う土地改良事業及び法第九十一条第五項に規定 県営土地改良事業 (法第八十七条の三第一項、 第八十七条の四第一項又は第八

2 県営土地改良事業(法第八十七条の三第一項の規定により県が行う土地改良事業に 県営土地改良事業(法第八十七条の一類の規定による当該県営土地改良事業に係る土地改良事業計画 おいて工事完了の日が示されたときは、その示された日)の属する年度の翌年度 告において工事完了の日が示されたときは、その示された日)の属する年度の翌年度 告において工事完了の日が示されたときは、その示された日)の属する年度の翌年度 告において工事完了の日が示されたときは、その示された日)の属する年度の翌年度 おがら、特別徴収金を徴収する。

額)とする。 額、当該収入額のうち当該転用に係る土地に係るものを差し引いた 根地が農地以 担金をその徴収に係る土地の面積に割り振つた額を差し引いて得た額(農地が農地以 担金をその徴収に係る土地の面積に割り振つた額から、第二条第一項の規定による分担金の額及び市町村負 額)とする。

が認める場合には、これらの項の特別徴収金を免除することができる。
えない場合その他の当該土地につき特別徴収金を徴収しないことが相当であると知事4 知事は、第一項又は第二項の特別徴収金に係る土地の面積が規則で定める面積を超

5 第一項の特別徴収金の徴収については、第三条第二項の規定を準用する。

り徴収する金銭を含む。)及び第二項の特別徴収金は、一時にその全額を徴収する。6 第一項の特別徴収金(これに代えて前項において準用する第三条第二項の規定によ

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

山梨県知事 後平成三十年三月十四日山梨県都市公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

藤

斎

山梨県条例第七号

型はおうな間に別(召りに) Lit コピール判断に、山梨県都市公園条例の一部を改正する条例

^る。 山梨県都市公園条例(昭和三十九年山梨県条例第二十一号)の一部を次のように改正

目次中「第二条の五」を「第二条の六」に改める。

て得た面積」を加える。 法第六十三条に規定する認定計画に係る市民緑地の県民一人当たりの敷地面積を控除し法第六十三条に規定する認定計画に係る市民緑地の県民一人当たりの敷地面積を控除し年法律第七十二号)第五十五条第一項若しくは第二項の規定による市民緑地契(昭和四十八年法律第一条の三中「十平方メートル」の下に「から県内に存する都市緑地法(昭和四十八

第二条の五第二項中「第四条第一号ただし書」を「第四条第一項ただし書」に改め、「名『正利』?』

同項に次の一号を加える。

割合に百分の十を加えた割合 同項に規定する建築物に限り、前項に規定する

第一章の二中第二条の五の次に次の一条を加える。

(公園施設に関する制限)

第二条の六 政令第八条第一項の条例で定める割合は、百分の五十とする。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

Ш

梨

	_
発行者	山梨
山梨県	梨県公報号外
丸の内二	第八号
甲府市丸の内一丁目六番一号	平成三十年三月十四日
印刷所	日日
㈱サンニチ印刷	
甲府市北口二丁目六番	
二丁目六采	
"田"	
	四四